

令和4年第4回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和4年4月25日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時36分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩      主査 大河原 喜浩      主事 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第13号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>日程第4 議案第14号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 専決処分の報告について</p> <p>日程第6 協議事項(実行委員会の立ち上げについて)</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

### 日程第1 議事録署名委員の指名

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は5番、6番にお願いします。

### 日程第2 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

本件担当の13番、申請地の状況について説明をお願いします。

現地調査をした結果、申請地は耕作されておりました。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇〇月日付けで除外認可を受けています。

譲受人は現在、〇〇市内に妻と子供〇人、計〇人で賃貸住宅にて生活しておりますが、徐々に生活スペースが手狭となってきたこと、また、子供の就学時期等、将来のことについて検討した結果、マイホーム建築に至りました。住宅を建築する場所については、妻の両親に相談したところ妻の父が所有している申請地を紹介され、将来的に今後の子育て等に協力ができること、また、介護等必要になった場合、両親の面倒を看れるような場所がいいとのことから、妻の実家に隣接する、当該申請地を選定したとのことでした。

ただいま、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

### 日程第3 議案第13号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第13号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について審議に入ります。

本件担当の8番、申請地の状況について説明をお願いします。

23日に現地を確認してきました。申請場所、そして状況については先月の総会で報告した通りでございます。変更ございません。あわせて工事の件名板については、工期の変更について表示がしてありました。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

本件は令和3年5月総会にて審議し、許可相当として埼玉県に進達し、令和〇年〇月〇日付け指令川農振〇-〇号で許可が下りているものです。

本申請は、建設課が発注している災害復旧工事で〇〇橋の建替え工事で、

13番  
議 長  
事 務 局

議 長

委 員  
議 長

委 員  
議 長

8番

議 長  
事 務 局

工期を延長する変更契約を行ったために、計画内容の変更が生じたことによるものです。工期の延長につきましては、今回で2回目となり、1回目の変更で令和4年3月31日までとなり、2回目の変更で令和4年8月31日まで延長するものです。工期の延長に伴う変更申請のため、計画目的に必要性があると思われま

議長

ただいま、8番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。  
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。事業変更の変更について、承認相当で異議ございませんか。

委員  
議長

異議なし。  
異議なしと認めます。本件は承認相当と決し、県知事に送付します。

#### 日程第4 議案第14号 農地利用集積計画（案）の決定について

議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項」の規定による「農地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

本件担当の4番、申請地の状況について説明をお願いします。

4番

20日に現地を確認してきました。申請地は、〇〇のところの〇〇道の〇側の側道を〇に〇〇mくらい行ったところです。土地改良が終わって作付けできるような状態になっておりました。

議長  
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。  
当該申請は、農地中間管理事業に基づく利用集積であり、農地中間管理機構(埼玉県農林公社)が所有者から利用権の設定を受けて、その後、担い手へ貸付を行うものでありますが、今回は、いるま野地域明日の農業担い手育成塾推進事業によるもので新規就農を目指す方への研修地として貸付するものです。

新規就農を目指す方は〇〇氏で年齢は〇歳、現在〇〇市在住で、農業大学を令和〇年4月入校、令和〇年〇月〇〇日卒業しております。その後、いるま野地域明日の農業担い手育成塾に入りまして、令和3年3月の総会時に研修地の利用集積ということで、既に3筆2,753㎡の農地を利用権設定をして借り受けております。今回は、経営拡大を目的としているもので、農地を少しずつ集積していきたいとのこと。〇〇氏は主に、露地野菜を中心的に作付けを行っております。農地中間管理機構への利用権設定の新規申請につきまして、ご審議の程、お願いいたします。

議長

ただいま、4番および事務局より説明はありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。  
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員  
議長

異議なし。  
異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

10番

続きまして、2番、本件担当の10番、申請地の状況について説明をお願いします。

19日に現地を確認してきました。申請地は、〇〇号の〇側の〇〇を〇〇に進んだ〇〇のところですか。様子は、耕作がしてありきれいになっており、里芋と思われるものが作付けされていました。

議長  
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は花きをはじめ水稻、ハパイヤ、里芋などを栽培する認定農業者です。年間の農業従事日数は350日。借受人は広域で農地を借り入れており、申請地は、借受人の経営地に隣接しており、農地を集積して経営拡大を目的としているものです。

議長

ただいま、10番および事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

6番

続きまして、3番、本件担当の6番、申請地の状況について説明をお願いします。

推進委員と現地を確認してきました。申請地は、前からキウイの棚がありまして、今は少し草丈が伸びている状態でした。

議長  
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は〇〇市〇〇で〇〇果樹園を営んでいる農業者になります。父が〇〇市で認定農業者になり、家族で経営しているとのこと。果樹が主体になっておりまして、主にブドウ、梨、キウイフルーツ等を栽培しているとのこと。申請地ではキウイフルーツを栽培し、こちらでできたものを近くの直売所もしくはネット販売等で販売を行っていききたいとのこと。過去に3年間利用権設定をしており、空白の期間が開いてしまいましたが、新たに利用権設定を行いたいとの申し出がありました。

議長

ただいま、6番および事務局より説明はありましたが、質疑がありましたらお願いします。

12番  
事務局

賃料ですが、面積1400㎡で1年間に〇万円ということでしょうか。

1年間で2筆あわせて〇万円となります。

議長  
委員  
議長

他にありますか。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

6番

続きまして、4番、5番、本件担当の6番、申請地の状況について説明をお願いします。

4月20日に推進委員と現地を確認してきました。申請地は、きれいに耕耘されておりました。

議長  
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は〇〇市で平成〇〇年から新規就農された方で補助金を使いながら農業をしております。年間農業従事日数は300日。本人と話したところ、新規就農した方について5年間補助金が出るものがあり、年間150万円が令和4年〇月で5年間分の補助金が終了したとのことでした。申請人はブロッコリーとスイートコーンを中心に栽培をしており、申請地ではブロッコリーの栽培を主に行いたいとのこと。経営面積の借入地は40,000㎡ありまして、日高市以外にも〇〇市を中心に多くの農地を借り入れて農業を営んでおります。引き続き農業経営をしていくために、こちらの農地が必要であると思われるので、ご審議の程、お願いいたします。

議長

ただいま、6番および事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

1番

続きまして、6番、本件担当の1番、申請地の状況について説明をお願いします。

〇〇の東側の場所にハウスが立っており、そこが対象となっております。5棟が全部きれいになっておりました。

議長  
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は令和2年6月から新規就農された方です。去年〇〇月に結婚されて、名字が変わっております。旧姓〇〇さんです。年間農業従事日数は300

日。申請地では、ごま等を収穫した際の作業場としてビニールハウス2棟を利用する計画で申請に至りました。申請地にはビニールハウス5棟が建っておりまして、既に3棟のビニールハウスを利用権設定で借り受けております。農地を集積して少しずつではあります但し経営拡大を目的としております。

議長

ただいま、1番および事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

8番

存続期間が2年8か月と設定されているのですが、一般的には1年3年5年となるが、何かに合わせるためにこのようにしているのでしょうか。

事務局

こちらの農地は2,000㎡のうち890㎡と書いてあるように既にビニールハウス3棟分は借りているため、その利用権設定と期間を合わせることから、中途半端な期間になっております。

議長

他にありますか。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

事務局

続きまして、7番、本件につきましては事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

まずは案内図をご覧ください。案内図の下側に「○○」と書いてありまして、その南側のほうに行きますと○○があるT字の交差点になり、その交差点から北の方向へ約300mくらい進んだ右側が申請地となっております。申請地の状況ですが草が15cm程度生い茂っている状況でありました。もう一筆は先ほどの通りを北側に向かい踏切を渡ったところを右折し、約100m行ったところの右側が申請地となっております。こちらは既にトラクターで耕耘されている状態でした。

申請人の状況ですが、先ほども説明を行いました但し、日高市でごまや麦を中心に農業を営んでいる方で、年間の農業従事日数は300日です。借受人は、この近くでも農地を借りておりまして、少しずつではあります但し、農地を集積し経営拡大を目的として申請に至りました。収穫したごま等の販路はパルシステムへ出荷したり、個人で通販を予定しているとのことでした。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と

委員  
議長

いうことでよろしいでしょうか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

3番

続きまして、8番、本件につきましては担当の3番、申請地の状況について説明をお願いします。

場所は、〇〇線の〇〇の信号から〇〇の方に進むと〇〇があります。そこから北側に入っていくと〇〇があり、少し進んだところになります。状況は、膝丈くらいの草が生えており、今年の夏くらいは保全管理がされていました。

議長  
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は、従業員5名で平成〇〇年度から就農した農家で構成されている農地所有適格法人です。市ではブドウを栽培し、〇〇市内の直売所で販売しています。申請地ではネギを栽培し、JA全農さいたま、〇〇市にある食材受託センターや近隣のスーパー等に出荷を予定しております。先月(3月)にも借受人は何筆か借り受けているのですが、その時の土地所有者が今回の小さな土地も持っておりまして、こちらも借りてもらえないかということで、借受人が現地を確認した上で、今回の申請に至りました。借受人はこの周辺を利用集積しておりまして、少しずつではありますが経営拡大を目的としております。

議長

ただいま、3番および事務局より説明はありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員  
事務局

1年間という借受期間になっておりますが、1年でいいのでしょうか。

借受人において、今年度中に農地中間管理機構に手続きを移行したいとのことで、最小限の期間ということで1年間になりました。

議長  
委員  
議長

他にありますか。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

議長

#### 日程第5 「専決処分の報告」について

日程第5「専決処分の報告」について、農地法第4条第1項第8号が1件、農地法第5条第1項第7号が2件あります。お手元の資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

日程第6 協議事項（実行委員会の立ち上げについて）

議長

日程第6協議事項になります。委員から提案がありました「援農プロジェクト」実行委員会の立ち上げということで委員から説明をお願いします。

委員

前回、3月総会で提案しました「日高の農業を盛り上げる方法を考えてみた 日高で援農」ということにつきまして、今回、実施案を考える実行委員会を立ち上げたいと考えますがいかがでしょうか。

議長

いかがでしょうか。反対意見はありますか。

委員

ありません。

議長

ないようですので、続けてください。

委員

それでは、実行委員会に入ってもいいという方がいらっしゃいましたら立候補いただきたいのですがよろしく願いいたします。

議長

立候補したい方はおりますか。

13番

はい。

議長

はい、13番。では、私も入ります。他にいなければ委員の方から指名してはいかがでしょうか。

委員

13番と会長、あともう1名で3名いれば何とかなると思うのですが、よろしくをお願いします。

議長

後から入りたいという方がいても問題ないでしょう。

委員

はい。

議長

後からでも結構ですので、委員の皆さん、よろしくをお願いします。

委員

では今後、実行委員会で案を練りまして総会において案を啓上するという段取りで進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

3番

この後の大まかな流れが決まっていれば、ご紹介いただければと思います。

委員

今後の大まかな流れになりますが、今月の総会で実行委員会の立ち上げとメンバーが決まりましたので、5月に試案を出して、それを練っていただく。6月に実行委員会の組織案を決定して、7月総会で提案し、皆様に練っていただくという流れを考えております。この段取りで行くと最速で8月に審議及び可決ということになると思います。ひょっとすると1か月ほど早まることもあるかなというように考えております。

議長

他に質問等ありますでしょうか。

委員

ありません。

議長

以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。